

告示第84号

市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法

第260条第2項の規定により告示する。

(なおこの告示は、平成16年1月1日から効力を生ずる。)

平成15年12月25日

富里市長 相川 堅治

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
大和	庄ヶ池下	本三里塚	仲町	243の49, 243の50, 244の7